○東北地方整備局告示第百十号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市渋民字鶴飼一二〇番一から同市玉山馬場字川原一三八番一まで	前	一六・二〇～一二〇・三六メートル	三・二〇〇キロメートル
	後	一六・二〇～一二〇・三六メートル	三・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	由利本荘市石脇字田尻野一八番一から同市石脇字田尻野二番一三まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
潟上市昭和豊川竜毛字開沢二二番一から同市昭和豊川竜毛字開沢二五番一まで	前	三四・一〇～一五五・四〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	三四・一〇～九〇・二〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県河沼郡会津坂下町字上口四八〇番一から同町字上口四八〇番二まで	前	一一・六四～二五・三二メートル	〇・〇四五キロメートル
	後	一七・〇〇～三二・二一メートル	〇・〇四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県河沼郡会津坂下町字上口五〇〇番一から同町字古町川尻三五九番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙北市田沢湖刺巻字六枚九三番四一から同市田沢湖卒田字大影小影外四国有林一一五一林班は小班まで	前	一六・三八～六七・二三メートル	〇・七六〇キロメートル
	後	二五・二四～七三・四八メートル	〇・七六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十六号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
いわき市小名浜住吉字浜道五六番二から同市平下神谷字天神七四番一まで	前　B	一〇・二八～六九・七三メートル	一七・八一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B	二〇・〇〇～二九七・四八メートル	一三・六五四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百十七号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号